

宅地造成等規制法及び特定盛土等規制法手数料一覧（R7.4.1～）

笠岡市に提出される宅地造成及び特定盛土等規制法の許可等申請の手数料です。

なお、岡山県、岡山市、倉敷市及び玉野市の手数料額は、各縣市へお問い合わせください。

①許可申請・中間検査手数料

手数料区分		手数料（円）		
盛土又は切土 土石の堆積	をする土地面積	宅地造成，特定盛土等		土石の堆積
		許可申請 （完了検査含む）	中間検査 （１回）	許可申請 （完了検査含む）
500 ㎡以内		15,990	12,890	11,250
500 ㎡超	1,000 ㎡以内	27,220		13,620
1,000 ㎡超	2,000 ㎡以内	38,460		15,990
2,000 ㎡超	3,000 ㎡以内	56,800		19,530
3,000 ㎡超	5,000 ㎡以内	65,080		27,820
5,000 ㎡超	10,000 ㎡以内	88,740		31,360
10,000 ㎡超	20,000 ㎡以内	141,970		37,870
20,000 ㎡超	40,000 ㎡以内	218,860	17,010	52,070
40,000 ㎡超	70,000 ㎡以内	343,070	25,240	70,990
70,000 ㎡超	100,000 ㎡以内	485,030	37,590	106,480
100,000 ㎡超		626,980	49,940	130,140

②変更許可申請手数料

変更許可申請１件につき、次に掲げる額を合算した額。

最高限度額は、盛土又は切土の場合 626,980 円。土石の堆積の場合 130,140 円。

（注）軽微変更届出や工事計画の変更にあたらぬ申請書類の修正の手続きは手数料不要

変更内容		手数料（円）
設計の変更	面積※…変更なし 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…減少のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から減少分を差し引いた面積 に対応する①の金額×1/10
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更なし	直近の許可面積から増加した面積に対応する ①の金額
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する ①の金額＋直近の許可面積に対応する①の金 額×1/10
	面積…増減あり 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する ①の金額＋直近の許可面積から減少分を差し 引いた面積に対応する①の金額×1/10
その他の変更	設計者の変更 等	10,000

③宅地造成等に関する証明書交付手数料（則第 88 条）

300

お問い合わせ先 笠岡市建設部都市計画課：0865-69-2138